

関東総合通信局
からのお知らせ

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

●お問い合わせ

関東総合通信局

不法無線局による混信

妨害

☎03・6238・1

939

テレビ・ラジオの受信

障害

☎03・6238・1

945

地上デジタルテレビ放

送の受信相談

☎03・6238・1

944

自動車税は5月31日(木)までに忘れずに！

自動車税は、毎年4月1日現在で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

●納期限 5月31日(木)

●納税場所 県内の金融機関、郵便局、自動車税事務所、行政県税事務所、コンビニエンスストア、インターネットバンキング、「Pay-easy(ペイジー)」対応のATM

また、Webサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードで納税できるようになりました。

※詳しくは5月に送付される納税通知書、または群馬県ホームページ【(http://www.pref.gunma.jp/)にアクセスし、「自動車税特集」で検索】でご確認ください。

●その他 口座振替納税をご利用の場合、5月31日(木)が引き落とし日となりますので、前営業日までに預金残高を必ずご確認ください。

これから申し込まれる場合は、31年度の納税からのご利用となります。

なお、軽自動車、バイクには軽自動車税がかかります。詳しくは、町村役場税務担当課にお問い合わせください。

※個人の事業税、不動産取得税も5月1日からクレジット納税ができるようになりました。

《お問い合わせ》

吾妻行政県税事務所

☎0279-75-3300

又は群馬県自動車税事務所

☎027-263-4343



平成30年

工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は30年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。



工業統計キャラクター・コウちゃん

経済産業省・都道府県・市区町村

事業主のみなさまへ「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成30年度の申告・納付は「6月1日(金)から7月10日(火)」までにお願います。

労働保険(労災保険及び雇用保険)の平成29年度確定保険料を精算するための申告・納付と、平成30年度概算保険料を納付するための申告・納付手続きは、6月1日から7月10日までの期間に行う必要があります。

年度更新の手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うように各事業主へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら7月10日(火)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課することがありますのでご留意願います。

《お問い合わせ》

群馬労働局総務部労働保険徴収室 ☎027-896-4734

または、最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

電話でお金のお話が出たら、振り込め詐欺にご注意ください！

県内で振り込め詐欺の被害が多発していて、高齢者だけでなくあらゆる年代で注意が必要です。電話でお金の話が出たら、振り込め詐欺を疑いましょう。

詐欺の手法

●オレオレ詐欺

・事前に「風邪をひいた」「電話番号が変わった」などと連絡をしてくる
 ・ことが多い。親族の実名を名乗ることもある。トランプルの解決費用が必要だと現金を要求する
 ・警察官や弁護士、銀行協会などを装い「あなたの口座が犯罪に使われている」と電話をかけてキャッシュカードの暗証番号を聞き出し、キャッシュカードなどをだまし取る

●還付金等詐欺

・税務署や市役所・町村役場の職員を装い「医療費(税金など)に過払いがあった。還付金の受

け取り手続きは今日が締め切り」と電話をかけ、現金自動預払機(ATM)に誘導する。携帯電話で操作を指示し送金させる

●架空請求詐欺

・有料情報サイトの未払い料金を請求し「支払わないと訴訟を起こす」とメールやはがきでほめかす。現金を送付させたり、電子マネーカードを使ってお金を引き出させるために、管理番号を聞き出したりする
 ・老人ホームの入居権などの架空の取引で名義貸しを頼んで了承させ、その後「名義貸しは犯罪だ」と脅し、購入費用や解決金、示談金の支払いを要求する

被害を防ぐための行動

・常に留守番電話に設定する
 ・電話でお金の話はしないと家族で約束する
 ・話しているうちに怪しいと感じたらすぐに電話を切る
 ・家族だけが分かる合言葉を決めて確認する

・家族を名乗る電話でも、怪しいと思ったら本人に連絡を取り確認する
 ・警察や銀行員を名乗る人にもキャッシュカードを渡さない・暗証番号を教えない
 ・公的機関になりすまして連絡をしてくる場合があるので、自分でその機関に確認する
 ・身に覚えのない請求には応じない
 ・不審な電話や訪問があったら

すぐに最寄りの警察署か、相談先に相談してください

●相談方法 電話または直接

●相談先・時間

・消費者ホットライン (☎局番なし188) 午前9時～午後5時
 ・振り込め詐欺被害防止ホットライン (☎027・224・5454) 24時間受け付け

●問い合わせ先

県警察本部生活安全企画課 ☎027・243・0110
 内線3431
 県庁消費生活課 ☎027・226・2356

国民年金



こんなときこんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生などが、

就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員などが、

退職したとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

・**洪川年金事務所** (☎0279・22・1614)